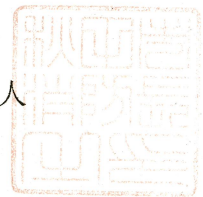


秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月16日

秋田市消防長 堀 井 正 人



記

催しの開催場所	雄物川河川敷 (秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで)
催しの名称	第38回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	令和7年8月11日(月) ※ 延期した場合は、延期した日とする。